



2019年11月19日

各 位

会社名 ローム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤原 忠信  
(コード番号：6963、東証第一部)  
問合せ先責任者 取締役 上席執行役員 財務担当 兼  
経理本部長 上原 邦生  
(TEL. 075-311-2121)

## 2024年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」という。)の発行を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

当社は半導体メーカーとして、「車載市場」・「産機(産業機器)市場」・「海外市場」を3つの注力市場とし、また「パワー」・「アナログ」・「スタンダードプロダクツ」を3つの注力商品としてそれぞれ定め、グローバルに進化を続ける市場に対応することを通じた中長期的な成長を志向しております。直近では、米中貿易摩擦などによりマクロ環境の不透明感が一定程度存在するものの、注力市場の中長期的な成長期待に対する当社の見方は変わっておらず、今後も設備投資、研究開発及びM&Aなどの事業成長のための積極投資を最優先に行うことを通じた業績拡大に注力してまいります。

その一方で、企業価値・株主価値向上のためには、上記の中長期的な業績拡大の実現に加え、株主還元強化や自己資本利益率(ROE)を含む資本効率の向上といった資本戦略も重要な経営課題であると認識しております。今般、当社では、当社の財務状況及び上記の事業成長に必要な積極投資も踏まえた資金需要並びに株式市場の動向を総合的に勘案した結果、市場環境の変化に耐えうる堅固な財務基盤を維持しつつも、手元現金及び負債性資金を活用した自己株式取得を一定規模で行うことにより、株主還元の一層の強化を伴いつつ、資本の再構築を通じた資本効率の改善によって企業価値・株主価値向上を図ることが現時点において望ましいと判断し、自己株式取得を行うと同時に、その一部資金の調達手段として本新株予約権付社債を発行することを決議いたしました。

自己株式取得は500億円を上限として実施する予定であり、当社の手元流動性を考慮した結果、手元現金約100億円を充当するほか、差額となる約400億円を本新株予約権付社債の発行によって外部から調達することを予定しております。

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

上記の自己株式取得は、株主還元の一層の強化を伴う資本の再構築を通じた資本効率の改善による企業価値・株主価値向上を目的としており、当該自己株式取得により、1株当たり当期純利益(EPS)の増加及びROEの向上が見込まれます。なお、取得する株式の総数の上限は当社の2019年9月30日時点の発行済株式総数(自己株式を除く)の約9.57%に相当し、取得価額の総額の上限である500億円は2019年9月30日時点の当社の連結株主資本の約6.39%に相当いたします。また、本新株予約権付社債については、将来の株式交付に伴う希薄化を大幅に回避することを企図した設計としており、普通株式への転換可能性を相当程度抑制しているほか、仮に将来的に新株予約権が行使された場合においても、株式交付による当社のEPS及びROEに対する影響を大幅に緩和できる負債性の高い商品設計としております。

自己株式取得の実施後においても、連結配当性向については30%を下回らないこととし、状況に応じて追加還元策を検討するなど積極的な利益還元に努めるという従来の配当方針には変更はありません。

#### 【本新株予約権付社債の発行による調達を選択した理由】

当社は、自己株式取得のための上記資金を確保するうえで、以下の特徴を有する本新株予約権付社債の発行が最も適した手法であるものと判断しております。

- ① 当社の高い信用力及び当社が行う半導体事業の特性に伴う当社株価動向の特徴を背景に、現在の当社株価と比べて高い水準の転換価額での発行が期待されると同時に、償還価格を上回る発行価格の設定を通じた発行差益の計上も見込まれること。
- ② 本新株予約権付社債はゼロ・クーポンで発行され、キャッシュ・ベースでの金利コストが生じないこと。
- ③ 本新株予約権付社債は転換制限条項を付与することで新株予約権が行使される可能性を相当程度抑制できるほか、自動行使型取得条項及び一括型取得条項(いずれも額面現金決済型)を付与することで、将来の株式交付に伴う希薄化を大幅に回避できること。これにより、将来的に当社株価が転換価額を超えて上昇した場合においても、株式交付による当社のEPS及びROEに対する影響を大幅に緩和できる負債性の高い商品性となること。

本新株予約権付社債の商品性に関する補足説明は別紙をご覧ください。

#### 【自己株式取得と本新株予約権付社債発行を同時に実施することの意義】

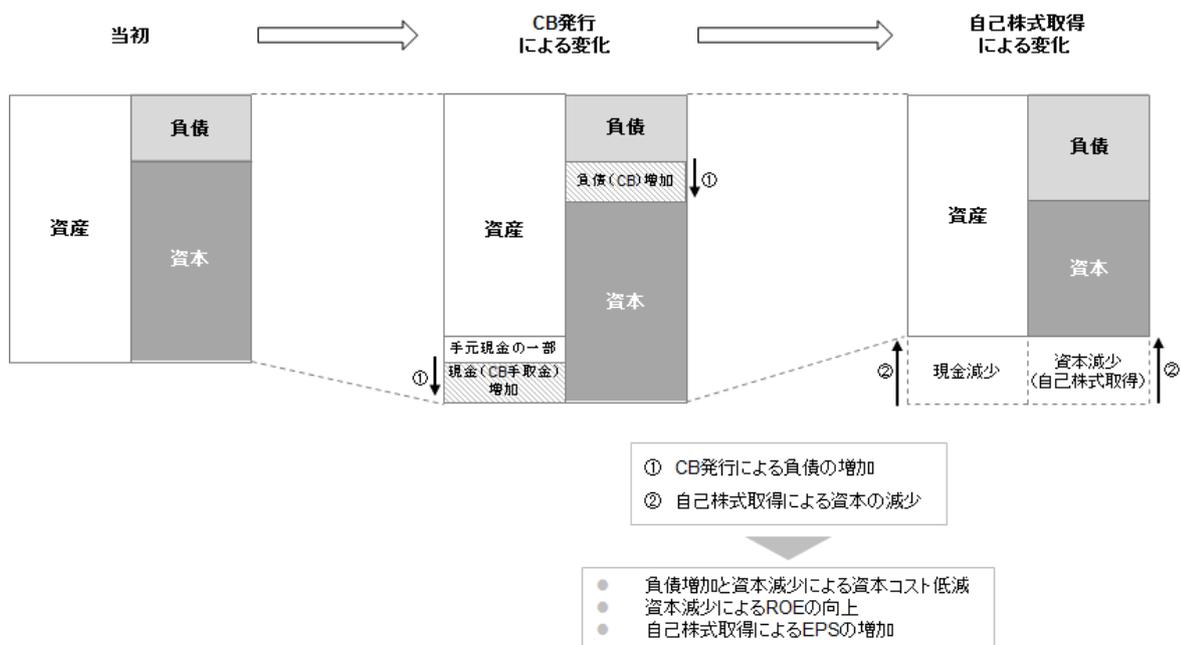
本新株予約権付社債を取得する海外機関投資家の一部は、株価変動リスクを回避するため、本新株予約権付社債の取得に伴って当社株式をヘッジ売りすると予想されます。そのため、本日付け「自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関するお知らせ」において記載の通り、当社は、上記の自己株式取得の一環として、取得する株式の総数の上限を1,140,200株、金額を9,999,554,000円とする事前公表型自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式取得を2019年11月20日に行うことを決定いたしました。ヘッジ売りの吸収も含めてToSTNeT-3を通じた自己株式取得が行われた場合には自己株式取得が加速化され、EPSの増加やROEの向上といった効果を早期に実現することが可能となります。また、ToSTNeT-3を通じた自己株式取得を行うことにより、ヘッジ売りによる明日以降の株価への短期的な影響を緩和することが期待され

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

るほか、本新株予約権付社債の発行条件に好影響を与えることも期待されます。

なお、本日設定を決議いたしました自己株式取得枠の取得価額の総額の上限から、ToSTNeT-3により実際に取得した自己株式の金額を差し引いた金額については、同日以降に立会取引市場における市場買付けにより取得を継続していく予定です。

【本スキームのイメージ図】（自己株式取得と本新株予約権付社債(CB)発行の同時実施による変化の概要)



本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

## 記

### 1. 社債の名称

ローム株式会社2024年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

### 2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の102.5%(各本社債の額面金額 1,000万円)

### 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

### 4. 社債の払込期日及び発行日

2019年12月5日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

### 5. 募集に関する事項

#### (1) 募集方法

Goldman Sachs International及びNomura International plcを共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社(以下「幹事引受会社」という。)の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国及びカナダを除く。)における募集。但し、買付けの申込みは引受契約書の締結日の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。

#### (2) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の105.0%

### 6. 新株予約権に関する事項

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数100株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

#### (2) 発行する新株予約権の総数

4,000個及び代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券(下記7(7)に定義する。)の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)  
に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数

#### (3) 新株予約権の割当日

2019年12月5日

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

- (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下に定義する。)に1.0を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。
- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数}}{\text{時 価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合(疑義を避けるために付言すると、下記(8)(イ)の規定が適用される場合は含まれない。)における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019年12月19日から2024年11月21日まで(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)とする。但し、①下記(8)(イ)又は(ロ)記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合は、本社債が消却される時まで、②下記7(4)(イ)又は(ロ)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、下記7(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権及び行使取得日(下記(8)(イ)に定義する。)が償還日の東京における2営業日前の日(同日を含む。)から償還日(同日を含まない。)までの間の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、③下記7(4)(ハ)乃至(ホ)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、行使取得日が償還日の東京における3営業日前の日より後の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、④下記7(5)記載の本社

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また⑤下記7(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2024年11月21日(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記(8)(イ)記載の本新株予約権の行使に係る預託(以下に定義する。)に伴う本新株予約権付社債の取得の場合には、預託日(以下に定義する。)(同日を含まない。)から行使取得日(同日を含む。)までの間は、本新株予約権の行使に係る預託の対象となる当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使することはできない。さらに、下記(8)(ロ)記載の当社の判断による残存する本新株予約権付社債の取得の場合には、2024年9月5日(同日を含まない。)から取得期日(下記(8)(ロ)に定義する。)(同日を含む。)までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等(下記7(4)(ハ)に定義する。)を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、①預託日が2024年9月5日(同日を含む。)までの日であるときは、組織再編等の効力発生日の直前の東京における営業日の前日から起算して35暦日前の日以降の日を開始し、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する当社が指定する期間中、又は②預託日が2024年9月6日(同日を含む。)以降の日であるときは、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

さらに、預託日が2024年9月5日(同日を含む。)までの日である場合には、①下記7(4)(イ)若しくは(ロ)に従って償還通知がなされたときは、償還日の東京における3営業日前の日から起算して35暦日前の日(同日を含む。)から償還日(同日を含む。)までの間(但し、下記7(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)又は②下記7(4)(ハ)乃至(ホ)に従って償還通知がなされたときは、当該償還通知がなされた日のロンドン及び東京における3営業日後の日(同日を含まない。)から償還日(同日を含む。)までの間は、本新株予約権を行使することはできない。

また、預託日が2024年9月6日(同日を含む。)以降の日である場合には、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「預託日」とは、下記7(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類の預託がなされ、かつ、その他行使請求に必要な条件(下記(7)

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

記載の条件を含む。)が満足された日をいう。また、行使請求に必要な条件が満足された場合における行使請求に必要な書類の預託を、以下「本新株予約権の行使に係る預託」という。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(ロ) 2024年9月5日(同日を含む。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額に、下記の表に記載される当該四半期において適用のある転換制限水準を乗じた金額(1円未満の端数は切り捨て)を超えた場合に限って、翌四半期の初日(但し、2019年10月1日に開始する四半期に関しては、2019年12月19日)から末日(但し、2024年7月1日に開始する四半期に関しては、2024年9月5日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

期間	転換制限水準
2023年9月30日(同日を含む。)までに終了する各四半期	150%
2023年12月31日(同日を含む。)以降に終了する各四半期	130%

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間並びにパリティ事由(以下に定義する。)が生じた場合における④の期間は適用されない。なお、疑義を避けるために付言すると、これらの期間においても、下記(ハ)の条件に服する。

- ① 株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下「JCR」という。)により当社に付与される長期発行体格付がBBB-より低い期間、かかる格付が停止若しくは撤回されている期間、又はJCRにより当社に付与される発行体格付が付与されなくなった期間
- ② 当社が、本新株予約権付社債権者及び本新株予約権付社債の受託会社(以下「受託会社」という。)に対して、下記7(4)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、下記7(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
- ③ 当社が組織再編等を行うにあたり、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知が最初に要求される日(同日を含む。)から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。)までの期間
- ④ パリティ事由が生じた場合において、当該パリティ事由に係る発行会社通知日(以下に定義する。)の東京における翌営業日(同日を含む。)から起算して東京における15連続営業日の期間  
「パリティ事由」とは、参照期間(ある通知日(以下に定義する。))からロンドン及び東京における3営業日後の日から起算して、ロンドン及び東京における10連続営業日の期間をいう。)において、通算してロンドン及び東京における5営業日以上(i)本新株予約権付社債につい

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

ての気配値(本新株予約権付社債の要項で定義される。)が入手できない営業日及び/又は(ii)本新株予約権付社債についての気配値が当該日におけるクロージング・パリティ価値(以下に定義する。)の97%を下回る営業日があると、計算代理人が決定した場合をいう。計算代理人の決定後、当社はかかる計算代理人の決定について本新株予約権付社債権者及び受託会社に通知を行うが、かかる通知が行われた日を「発行会社通知日」という。

「通知日」とは、本新株予約権付社債権者が、本新株予約権付社債の要項に従い、ロンドン及び東京における10連続営業日の期間(通知日に先立つロンドン及び東京における5営業日以内の日に終了するものに限る。)において、以下の(a)及び(b)(i)又は(ii)の条件を満たす日が、通算してロンドン及び東京における5営業日以上ある場合(以下「パリティ通知事由」という。)に、パリティ通知事由の発生に関する合理的な根拠となる証拠を添えて、当社及び計算代理人に対して書面で通知を行うことができるが、当該通知がなされた日又は通知がなされたものとみなされる日をいう。上記の条件を満たすロンドン及び東京における営業日とは、(a)当該営業日の当社普通株式の終値が当該営業日において適用のある転換価額を下回らず、かつ、(b)少なくとも主要な金融機関3社に本新株予約権付社債の入札価格(本新株予約権付社債の要項で定義される。)を要求した上で、(i)主要な金融機関1社が提示した入札価格(又は2若しくは3の入札価格を入手した場合、それらの平均値)が当該営業日におけるクロージング・パリティ価値の97%を下回る営業日、又は(ii)主要な金融機関が入札価格を提示せず、かつ、少なくとも主要な金融機関1社が入札価格を入手できないことを確認した営業日をいう。

「クロージング・パリティ価値」とは、(I)1,000万円を当該日において適用のある転換価額で除して得られる数に、(II)当該日の当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいう。

- (ハ) 2024年9月5日(同日を含む。)までは、本新株予約権付社債権者は、預託日において入手可能な直近の当社普通株式の終値が当該預託日において適用のある転換価額を下回らない場合に限って、本新株予約権を行使することができる。

#### (8) 当社による本新株予約権付社債の取得

- (イ) 本新株予約権の行使に係る預託に伴う本新株予約権付社債の取得

本新株予約権付社債権者による本新株予約権の行使に係る預託の対象となる本新株予約権に関する預託日が、上記(6)記載の期間内で、かつ、2024年9月5日(同日を含む。)までの日である場合、当社は、かかる預託日から35暦日後の日(以下「行使取得日」という。)に当該預託日において行使請求に必要な条件が満足された本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して行使取得交付財産(以下に定義する。)を交付する。

「行使取得交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(I)本社債の額面金額相当額の金銭及び(II)行使取得転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり行使取得平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「1株当たり行使取得平均VWAP」とは、預託日の2取引日後の日(同日を含む。)に始まる10連続取引日(以下「行使取得関係VWAP期間」という。)に含まれる各取引日において株式会社東京証券

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。本新株予約権付社債の要項に従い、上記(4)(ハ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、1株当たり行使取得平均VWAPも適宜調整される。

「行使取得転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{行使取得最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり行使取得平均VWAP}$$

上記算式において「行使取得最終日転換価額」とは、行使取得関係VWAP期間の最終日における転換価額をいう。本新株予約権付社債の要項に従い、上記(4)(ハ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、行使取得最終日転換価額も適宜調整される。

(ロ) 当社の判断による残存する本新株予約権付社債の取得

当社は、2023年12月5日から2024年8月23日までの間、いつでも、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、2024年11月14日(以下「取得期日」という。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(かかる通知は取り消すことができない。)(以下「取得通知」という。)することができる。

当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。

当社による本(ロ)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。

また、当社が下記7(4)(イ)若しくは(ロ)に従った繰上償還の通知を行った場合、下記7(4)(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記7(4)(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合、当社は、以後本(ロ)に基づく取得通知を行うことはできない。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(I)本社債の額面金額相当額の金銭及び(II)転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、取得期日の35取引日前の日に始まる20連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該20連続取引日中に上記(4)(ハ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、本新株予約権付社債の要項に従い、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、取得期日の35取引日前の日に始まる20連続取引日の最終日における転換価額をいう。

- (ハ) 当社は、上記(イ)又は(ロ)に定める取得条項により取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。
- (9) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

- (イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して下記7(4)(ハ)(b)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

- (i) 一定の合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(7)(ロ)及び(ハ)と同様の制限を受ける。

⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された本社債を上記(8)(イ)と同様に取得し、また、上記(8)(ロ)と同様に取得することができる。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合(疑義を避けるために付言すると、上記(8)(イ)の同様の規定が適用される場合は含まれない。)における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑩ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書(以下「信託証書」という。)に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(10) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

400億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2024年12月5日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 本社債の繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債(以下「残存本社債」という。)の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、45日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社はその選択により、いつでも、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して45日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

#### (ハ)組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6(9)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、東京における14営業日以上前に通知(かかる通知は取り消すことができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のボラティリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の230%とする(但し、償還日が2024年11月22日から2024年12月4日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

#### (ニ)上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書又はその訂正届出書その他(以下「公開買付届出書等」という。)で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に)本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して通知(かかる通知は取り消すことができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の230%とする。但し、償還日が2024年11月22日から2024年12月4日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由(下記(ホ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(ニ)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該60日間の最終日から14日以内に)本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して通知(かかる通知は取り消すことができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(ニ)記載の償還義務と上記(ハ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ホ)スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に)通知(かかる通知は取り消すことができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の230%とする。但し、償還日が2024年11月22日から2024年12月4日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

(ヘ) 上記にかかわらず、上記6(8)(イ)に基づき、本新株予約権の行使に係る預託の対象となる本新株予約権に関する預託日が2024年9月5日(同日を含む。)までの日となる本新株予約権の行使に係る預託がなされ、かかる本新株予約権の行使に係る預託に関する行使取得日が償還日以降となる場合には、当該本新株予約権に係る本社債について、上記(ハ)、(ニ)及び(ホ)記載の償還に係る規定は適用されない。

当社が上記(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は取得通知を行った場合、以後

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

他の事由に基づく繰上償還の通知又は取得通知を行うことはできない(但し、上記(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。また、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていない場合はこの限りでない。)

また、当社が上記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後上記(イ)及び(ロ)に基づく繰上償還の通知並びに取得通知を行うことはできない。

#### (5) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

#### (6) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

#### (7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

#### (8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

#### (9) 本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人及び計算代理人

MUFG Bank, Ltd., London Branch(主支払・新株予約権行使請求受付代理人及び計算代理人)

#### (10) 本新株予約権付社債に係る名簿管理人

MUFG Union Bank, N.A.

#### (11) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

#### (12) 財務上の特約

担保設定制限が付与される。

#### (13) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

### 8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

### 9. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

## 1. 資金の使途

### (1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金約400億円は、株主還元の強化を伴う資本の再構成を通じた資本効率の改善によって企業価値・株主価値を向上させることを目的として、手元現金約100億円（以下「手元現金による充当予定分」という。）とあわせて、その全額を2020年6月末までに行う予定の自己株式取得資金に充当する予定です。自己株式取得に関しては、当社は、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を500億円、取得期間を2019年11月20日から2020年6月30日とする自己株式取得枠の設定を決議しております。なお、本新株予約権付社債の払込期日以前に、手元現金による充当予定分を超える自己株式取得を行った場合は、本新株予約権付社債の発行による手取金を、当該自己株式取得のために取り崩した手元資金の一部に充当する予定です。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

## 2. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針及び配当決定にあたっての考え方

当社は、安定した普通配当を基本としており、業績や財政状態の急激な変動が発生した場合を除いて、減配は可能な限り回避し、長期的な業績改善を進めることにより、普通配当の水準を引き上げるべく経営努力を積み重ねてまいります。また、連結配当性向につきましては、30%を下回らないこととし、状況に応じて追加還元策を検討するなど積極的な利益還元に努めてまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

### (2) 内部留保資金の使途

フリーキャッシュフローにつきましては、中長期的な株主価値向上に向けての設備投資やM&Aに積極的に活用するとともに、余剰資金の必要以上の積み上げを抑制するなど、バランスシートの構成についても考慮し、ROEやDOE等の各種指標の改善に努めてまいります。

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
1株当たり連結当期純利益	249.87円	352.14円	431.29円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	130.0円 (50.0円)	240.0円 (120.0円)	150.0円 (75.0円)
実績連結配当性向	52.0%	68.2%	34.8%
自己資本連結当期純利益率	3.7%	5.0%	6.0%
連結純資産配当率	1.9%	3.4%	2.1%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。  
 2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。  
 3. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の親会社株主に帰属する連結当期純利益を自己資本(期初の自己資本と期末の自己資本の平均)で除した数値です。  
 4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金総額を純資産(期初1株当たりの純資産の部合計と期末1株当たりの純資産の部合計の平均)で除した数値です。  
 5. 2018年3月期の配当金は記念配当金(1株当たり110.0円)を含みます。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
始 値	4,700円	7,480円	10,180円	7,000円
高 値	7,870円	13,190円	11,040円	9,140円
安 値	3,640円	6,760円	6,260円	6,260円
終 値	7,400円	10,130円	6,900円	8,940円
株価収益率(連結)	29.6倍	28.8倍	16.0倍	—

- (注) 1. 2020年3月期の株価については、2019年11月18日現在で表示しております。  
 2. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2020年3月期については未確定のため記載しておりません。  
 3. 株価は全て、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価です。

(4) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等(但し、本新株予約権付社債の発行及び売却、本新株予約権の行使による又は当社による本新株予約権付社債の取得時における当社普通株式の発行又は交付、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割、所在不明株主に係る株式の売却、その他日本法上の要請に

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

よる場合等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以 上

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(別紙) 本新株予約権付社債の商品性に関する補足説明

本新株予約権付社債に付与されている転換制限条項と取得条項(額面現金決済型)は、以下の通りとなります。

【転換制限条項】

当社普通株式の株価が転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、本新株予約権付社債権者が本新株予約権を行使できない条項をいい、本新株予約権付社債においては、自動行使型取得条項の対象期間と同一の期間において適用されます。各四半期の最後の取引日(※1)に終了する 20 連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額に、下記の表に記載される当該四半期において適用のある転換制限水準を乗じた金額(1 円未満の端数は切り捨て)を超えた場合に限り、本新株予約権付社債権者は、翌四半期において、本新株予約権を行使することができます。但し、2024 年 9 月 6 日以降は、転換制限条項にかかわらずいつでも本新株予約権の行使が可能となります。

なお、前四半期の最後の取引日に終了する 20 連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額に、下記の表に記載される当該四半期において適用のある転換制限水準を乗じた金額を超えた場合であっても、本新株予約権付社債権者が本新株予約権を行使しようとする日の当社普通株式の終値が転換価額未満のときは、本新株予約権付社債権者は本新株予約権を行使することができず、したがって、後述する当社による自動行使型取得条項による本新株予約権付社債の取得も行われません。

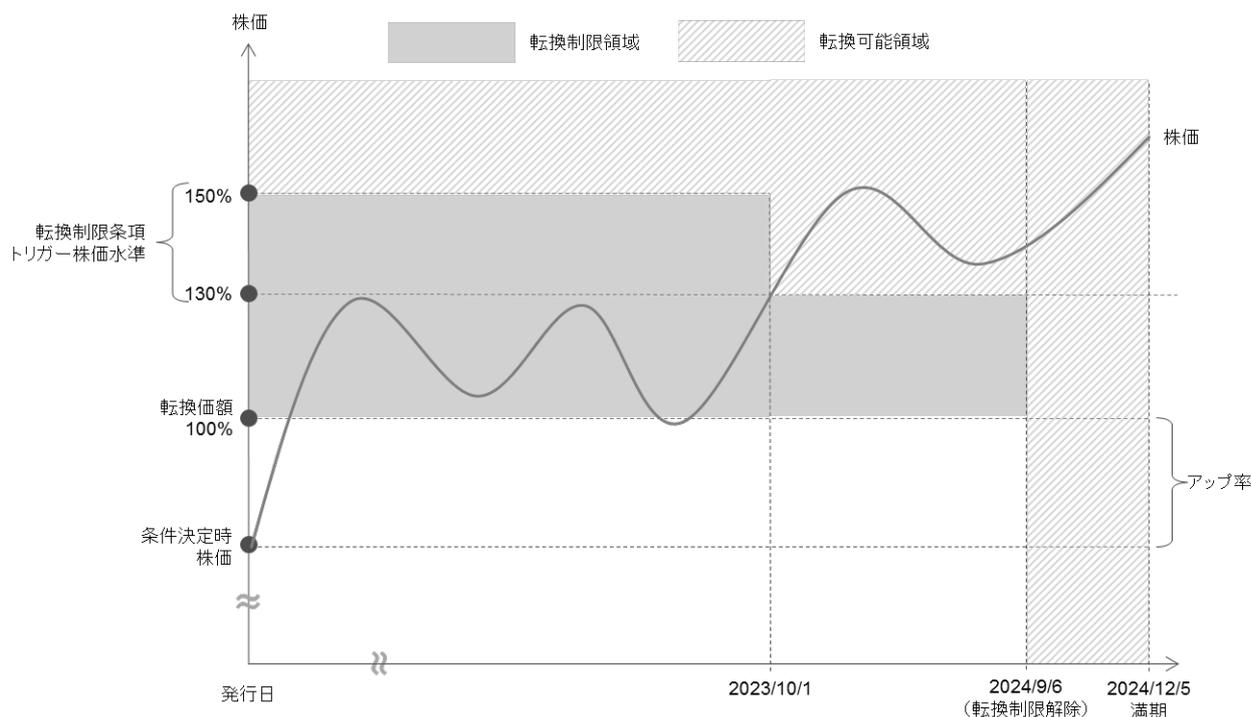
本新株予約権付社債は転換制限水準を当初 150%から開始し、高い転換制限水準を設けることで本新株予約権が行使される可能性を抑制することを企図しております。加えて、後述する通り、かかる本新株予約権の行使に係る預託に伴い当社による自動行使型取得条項による本新株予約権付社債の取得が行われるため、より希薄化を抑制し既存株主に配慮した商品性となっております。

※1 取引日：株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含みません。

期間	転換制限水準
2023 年 9 月 30 日(同日を含む。)までに終了する各四半期	150%
2023 年 12 月 31 日(同日を含む。)以降に終了する各四半期	130%

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

[図 1： 転換制限条項の概念図]



※ 株価変動はイメージであり、当社の株価の動きを予測又は保証するものではありません。

なお、上記の本新株予約権付社債の発行要項 6(7)(ロ)①乃至④に定められた期間に該当する場合には、上記の転換制限条項は適用されません。詳細については上記の本新株予約権付社債の発行要項 6(7)(ロ)を参照ください。

### 【取得条項(額面現金決済型)】

#### ① 自動行使型(額面現金決済型)取得条項及び一括型(額面現金決済型)取得条項の採用

##### (a) 自動行使型取得条項

自動行使型取得条項に基づき、本新株予約権付社債権者による本新株予約権の行使に係る預託の都度、自動的に、各本新株予約権付社債につき(i)額面金額相当額の金銭、及び(ii)行使取得転換価値(※2)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり行使取得平均 VWAP(※3)で除して得られる数の当社普通株式(1株未満の端数切り捨て)を交付財産として、本新株予約権の行使に係る預託がなされた本新株予約権付社債の全部を、当社が取得いたします。なお、自動行使型取得条項により取得される本新株予約権付社債は、2024年9月5日(同日を含む。)までに本新株予約権の行使に係る預託がなされた本新株予約権付社債です。また、本新株予約権付社債権者による行使は、上記【転換制限条項】記載の条件に服します。

※2 行使取得転換価値：「(額面金額÷行使取得最終日転換価額)×1株当たり行使取得平均 VWAP」により算出される数値をいいます。なお、「行使取得最終日転換価額」とは1株当たり行使取得平均 VWAP

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

の計算期間の最終日の転換価額をいいます。

- ※3 1株当たり行使取得平均 VWAP：本新株予約権の行使に係る預託の日から2取引日後の日(同日を含む。)に始まる10連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値

(b) 一括型取得条項

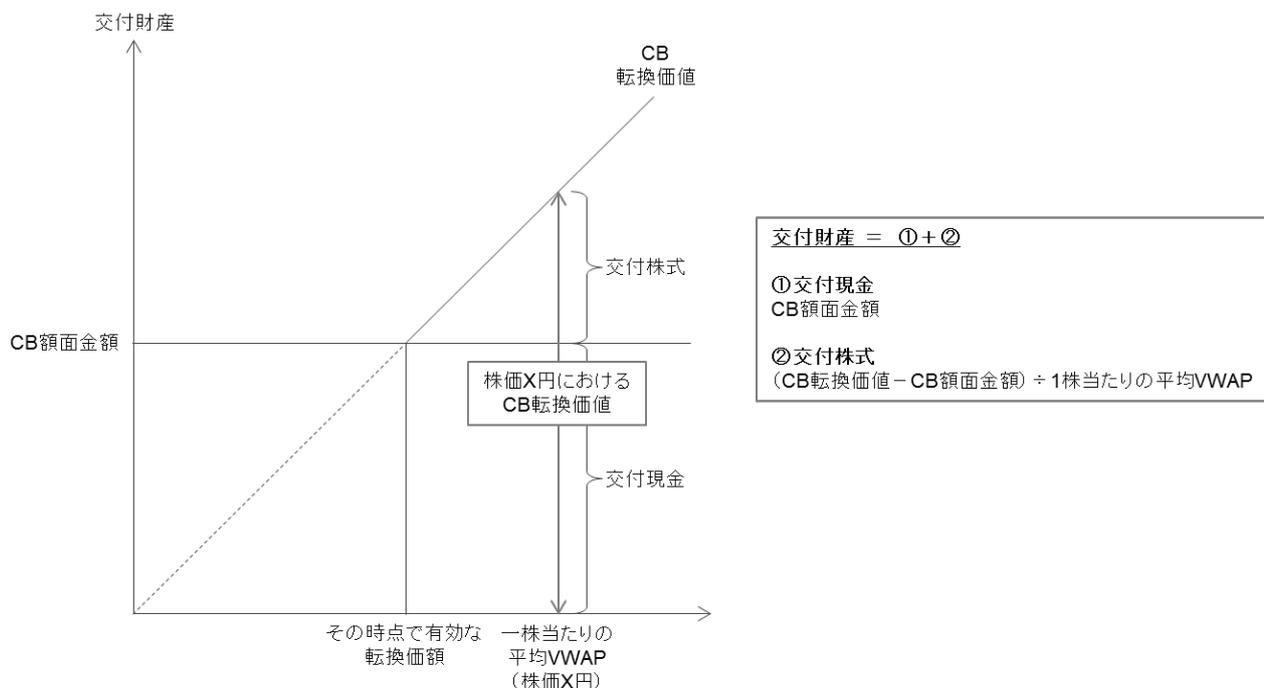
一括型取得条項に基づき、当社は、自己の裁量により、一定の期間に事前通知を行ったうえで、各本新株予約権付社債につき(i)額面金額相当額の金銭、及び(ii)転換価値(※4)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり平均 VWAP(※5)で除して得られる数の当社普通株式(1株未満の端数切り捨て)を交付財産として、2024年11月14日現在残存する本新株予約権付社債の全部を取得することができます。

- ※4 転換価値：「(額面金額÷最終日転換価額)×1株当たり平均 VWAP」により算出される数値をいいます。なお、「最終日転換価額」とは1株当たり行使取得平均 VWAP の計算期間の最終日の転換価額をいいます。

- ※5 1株当たり平均 VWAP：2024年11月14日の35取引日前の日に始まる20連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値

下記は、取得条項(額面現金決済型)に基づく本新株予約権付社債の取得時において交付される財産の概念図です。

[図2：取得条項(額面現金決済型)に基づく本新株予約権付社債の取得時において交付される財産のイメージ]

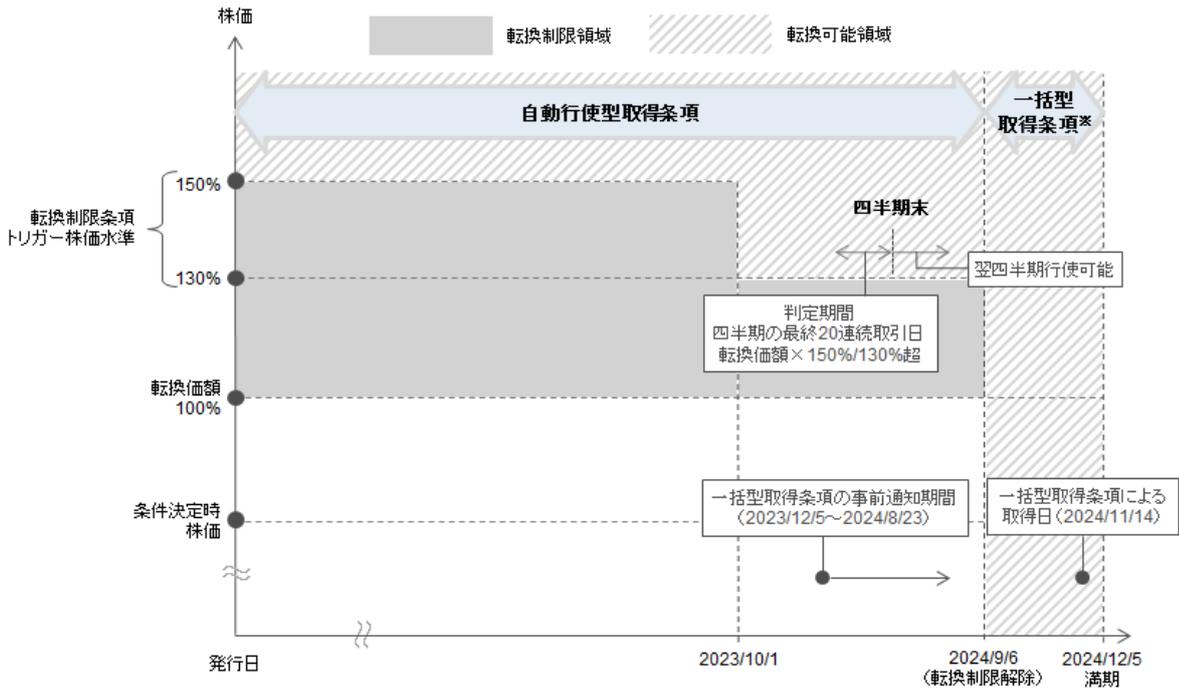


本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

② 取得事由の異なる2種類の取得条項の併用

本新株予約権付社債における本新株予約権の行使期間のうち全期間において、取得条項による希薄化抑制を実現することを可能とするために、取得事由が異なる2種類の取得条項を組み合わせております(図3参照)。

[図3：自動行使型取得条項と一括型取得条項を併用した概念図]



※ 当社が一括型取得条項の行使に係る通知を行った場合、当該期間、本新株予約権付社債権者は本新株予約権を行使することができません。

このように、本新株予約権付社債は既存株主の皆様へ最大限配慮することを企図した設計となっております。当社は希薄化抑制を実現するために、一括型取得条項を行使する意向を現時点において有しており、行使を決定した際にはその旨を公表する予定です。但し、当社は将来の経営環境の変化及び資本政策の変更等の諸般の事情により、当該条項を行使しないことを決定する場合もあり、かかる決定をした際には既存株主の皆様への説明を含めて公表いたします。

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。



# 当社による自己株式取得と 資本の再構成について

ローム株式会社

証券コード (6963)

2019年11月19日

# 自己株式取得を通じた資本効率の改善



- 当社は引き続き事業成長のための積極投資を最優先に行い、業績拡大に注力
- 一方、株主還元の強化や資本効率の改善といった資本戦略も重要な経営課題
- 上記の実効的な施策として、今般の自己株式取得の実施を決議
- 自己株式取得の金額（上限）の500億円は連結株主資本<sup>1</sup>の約6.39%に相当
- 取得する自己株式の総数（上限）は発行済み株式総数<sup>2</sup>の約9.57%に相当
- 自己株式取得は2020年6月末までに完了予定
- 自己株式取得の原資は手元現金約100億円及び新株予約権付社債（CB）の発行による手取り金約400億円

<sup>1</sup> 2019年9月30日時点。

<sup>2</sup> 2019年9月30日時点。自己株式を除く。

# CBを選択した理由



- 当社の特徴を活かした、高水準の転換価額及びネガティブ・イールド(\*)を実現
- ゼロ・クーポンで発行され、キャッシュ・ベースでの金利コストが生じない
- 将来の株式交付に伴う希薄化を大幅に回避する負債性の高い商品設計
  - 転換制限条項
  - 現金決済条項（自動行使型取得条項及び一括型取得条項）
- 自己株式取得の加速化が可能
  - CBを取得する一部の海外機関投資家による当社株式のヘッジ売りをToSTNeT-3による自己株式の買付けで吸収

(\*) 償還価格を上回る発行価格。

### 注力市場

車載市場

産機市場

海外市場

### 注力商品

パワー  
SiC/ゲートドライバ/IPM

アナログ  
電源IC/ドライバIC

スタンダードプロダクト  
汎用IC/ディスクリート

### モノづくりの強化

長期安定供給と需要変動に対応するため、継続して生産体制を強化する

### 財務方針

- ・安定した財務基盤を維持し、変動の激しい半導体業界での競争に打ち勝つ
- ・手持ち資金は、成長に向けての設備投資、M&Aに振り向ける
- ・株主還元については、
  - ① 配当性向30%以上を維持するとともに、減配は避ける
  - ② 必要以上にキャッシュを積み上げず、状況に応じて適宜追加還元策を実施

本書は、当社の自己株式取得及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して、その概要を一般に公表するための記者発表文の一部であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

